

告示

埼玉県告示第千四百二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年十二月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

久喜菖蒲商業施設

埼玉県久喜市菖蒲町菖蒲七千四番

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）アークランドサカモト株式会社 午前六時十五分から午後九時

株式会社ヤオコー 午前九時から午後十時

外二者 午前九時から午後十時

（変更後）アークランドサカモト株式会社 午前六時十五分から午後九時

株式会社ヤオコー 午前八時から午後十時

外二者 午前九時から午後十時

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

（変更前）荷さばき施設①、③から⑧ 午前六時から午後十時

荷さばき施設② 午前六時から午前九時

荷さばき施設⑨ 午前六時から午前八時三十分

（変更後）荷さばき施設①、③から⑧ 午前六時から午後十時

荷さばき施設② 午前六時から午前九時

荷さばき施設⑨ 午前六時から午前七時三十分

ハ 変更年月日

令和三年十二月十六日

ニ 届出年月日

令和三年十二月十五日

二 縦覧期間

令和三年十二月二十八日から令和四年四月二十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年十二月二十八日から令和四年四月二十八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課